令和4年度 第2回茅ヶ崎市みどり審議会 会議録

	- 1714年度 先4回才ケ門川かとり番峨云 云峨郷 T		
案件	1. 報告事項		
	(1)緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方(素案)及び同基金		
	の活用方針(素案)について		
	(2) 行谷地区における小出川洪水調整施設について		
	(3)保存樹林の解除の報告 (4)環境に配慮した企業の取組事例の紹介		
	2. 議題		
	清水谷特別緑地保全地区管理保全計画の改定に向けた基本的な考え方につ		
	て		
	3. その他		
日時	令和4年12月22日(木)午前10時00分~午前10時58分		
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 4 階 会議室 5 (WEB会議)		
出席者氏名	(委員)		
	一ノ瀬会長、荒井委員、萩原委員、高木委員、丹沢委員		
	(欠席委員)		
	小谷委員、岡田委員		
	(事務局)		
	【都市部】後藤部長		
	【都市部 景観みどり課】田代課長、戸井田課長補佐、白濵副主査、谷島主事		
会議資料	報告資料1・緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方(素案)及び		
	同基金の活用方針(素案)について		
	・パブリックコメント資料一式		
	報告資料 2 ・行谷地区における小出川洪水調節施設について		
	· 小出川遊水地位置図等一式		
	報告資料3 保存樹林解除の報告		
	報告資料4 環境に配慮した企業の取組事例の紹介		
	資料1 清水谷特別緑地保全地区保全管理計画の改定に向けた基本		
	的な考え方について		

	参考資料	清水谷特別緑地保全地区保全管理計画(平成26年3月)
会議の	公開	
公開・非公開		
非公開の理由		
傍聴者数	0人	

(会議の概要)

○事務局(田代課長)

委員の皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。 景観みどり課長の田代です。定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回茅ヶ 崎市みどり審議会を始めます。

本日の審議会については、「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づき、実施させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、オンライン形式による開催とさせていただきます。

それでは、開催にあたり5点ほど確認をさせていただきます。

まず、WEB会議となりますので、通信状況の確認をさせていただきます。こちらの映像及び音声がきちんと受信できているかを含め、お名前をお呼びしますので、応答いただけますようお願いいたします。

(通信状況の確認)

○事務局(田代課長)

はい、ありがとうございます。

次に傍聴者の確認です。本日、本審議会の傍聴の申し出がございません。

本日の会議につきましては、小谷委員と岡田委員が欠席ですが、委員7名のうち、5名の委員に出席していただいております。茅ヶ崎市みどり審議会規則第5条第2項に規定される過半数の出席を充足しているため、本審議会が成立することをご報告申し上げます。

次に、本会議の内容は公開となり、会議の経過を明らかにするため会議録を作成し、会議資料とともに市役所市政情報コーナー及び市のホームページで公表することとなっておりますのでご承知おきください。最後に配付資料の確認ですけれども、事前配付しておりますので、この場での資料の確認は割愛させていただきたいと思います。

次に、茅ヶ崎市都市部長の後藤より、ご挨拶を申し上げます。

○事務局(後藤都市部長)

皆様、おはようございます。都市部長の後藤でございます。年末のお忙しい中、審議会 にご参加いただきまして、ありがとうございます。日頃よりみどりの保全等に対して多く のご意見をいただき、大変ありがとうございます。

緑のまちづくり基金条例の改正に当たりまして、当審議会において様々な協議の上、答申をいただきました。現在、改正素案のパブリックコメントを行っております。年明けにパブリックコメントの意見集約、法制部局と条例案文の突き合わせを行った上で、来年4月の条例改正の施行に向けて準備を進めているところでございます。

本日の審議会の案件といたしましては、次第にもありますとおり、議題1件、報告4件、 多岐にわたっておりますけれども、ご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様は任期が近づいて、現在のメンバーでの会議は今回で最後となります。 この場をお借りいたしまして、委員の皆様にはお礼を申し上げます。なお、本日の審議会 につきましても、引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○事務局(田代課長)

ありがとうございました。

後藤につきましては、本日議会対応がございますので、ここで中座をさせていただきます。

それでは、これより議題に移りたいと思います。議事の進行につきましては、審議会規則に基づきまして、一ノ瀬会長にお願いいたします。一ノ瀬会長、よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬会長

それでは、皆さん改めて、おはようございます。

前回の審議会以降、みどりの保全等に関連し、情報共有・情報提供するものについて、事務局より報告事項をお願いします。

○事務局

それでは、ご報告の前に前任の片山に代わり、教育委員会から着任しました戸井田です。 よろしくお願いします。

報告事項については、全部で4点ありますので、順次ご報告いたします。

まず、報告資料1をご覧ください。緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方(素案) 及び同基金の活用方針(素案)について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、当審議会において、令和2年度から今年度にかけ、複数回にわたり、みなさまにご協議いただき、7月26日に本審議会より、答申をいただいております。 改めてお礼を申し上げます。

いただいた答申内容につきましては、報告資料1に記載しましたように、それらをパブ

リックコメント案として反映させていただきました。パブリックコメント案を資料として配布していますので、パブリックコメント資料の2ページをあわせて、ご覧ください。

まず、取得する緑地に関して、答申では、取得に対する一定の考え方を示すとともに、 みどりが有する「環境保全・レクリエーション・防災減災・景観形成」の4つの機能を発 揮でき、公共空地として利活用ができるような土地の購入に基金を充てるよう方針を定め る必要がある旨をいただいております。

こちらにつきましては、パブリックコメント資料の2ページ項番2、「基金の活用方針素案について」において、良好な自然環境を有している緑地を、基金を充てて購入する際には、みどりの持つ4つの機能を踏まえて、公共空地として利活用できるか、総合的に判断することとしています。

次に、緑地の維持管理については、民有地であっても、市が公共空地として整備する際の費用にも充てられるようにし、市民緑地の整備を推進するとともに、特別緑地保全地区にあっても、大規模な整備が必要な場合に基金を充てることができるようにする旨を答申としていただいています。

こちらについては、パブリックコメント資料の3ページで、公園・緑地の日常的な維持管理ではなく、保存樹林等を、新たな公園・緑地として整備する際の初期投資や特別緑地保全地区内の保全上必要とされる施設等の整備に充てることができるものとしています。

最後に、自然環境評価調査に基金を充てることについては、自然環境評価調査をはじめ とする重要な調査及び研究に係る事業に充てることが妥当である旨の答申をいただいてお ります。

そのため、保全の前提となる自然環境の現状や情報収集などの調査活動のための事業に 充てることができるものとしており、いただいた3つの意見につきまして、それぞれパブ リックコメント素案に反映しております。

これまで審議会でご議論いただいてきた内容につきましては、ただ今、ご説明しましたように、答申に反映させております。また、現在12月27日までの期間として、パブリックコメントを実施しておりますので、あわせてご報告させていただくものです。

○一ノ瀬会長

ただいまの基金条例の一部改正及び同基金の活用方法の報告について、意見や質問などがありましたら、お願いします。

(質問・意見なし)

ないようでしたら、次の報告をお願いします。

○事務局

続きまして、行谷地区における小出川洪水調節施設について、ご報告します。 報告資料2と小出川遊水地位置図等一式の資料1枚目、「位置図」と書かれている資料を あわせてご覧ください。

もともと、この行谷地区は、素掘りの細流や水田や畑地など昔ながらの景観が残る地域 となっており、本市の重要度の高い自然環境を有する地域のひとつとして位置付けていま す。

今回の遊水地工事は、水田や耕作放棄地だった相模川左岸用水の西側の小出川の氾濫原で行われており、構想自体は平成22年の頃より出ています。本審議会においても、22年と23年に議題として取り上げており、自然環境の保全に向け、多くのご意見をいただいていたところです。

本市としても、小出川・千ノ川整備計画における治水対策の必要性は認識している中、いくつかの候補地の中から、他の土地利用も考慮した中、行谷地区での整備を県に対し要望しております。平成28年2月には、神奈川県に対し、市長名で要望書を提出し、その中で、多様性のある湿地環境の保全・回復などを求めています。その後の協議等において、市としては、遊水地機能は維持しながらも、なるべく自然のままの状態を保持できれば、湿地環境の自然回復が図られると考えているため、具体的な配慮事項として、遊水地底面部をコンクリート造にしないことや、事前の希少生物の退避作業等を求めておりましたが、去る10月中旬に、当該地ほぼ全体にわたり、草刈りが行われ具体的に事業が動き始めた様相となっています。

小出川遊水地位置図等一式の2枚目をご覧ください。県藤沢土木事務所が6月に作成した説明会資料の抜粋となります。遊水地事業として、事業面積は5.5~クタール、貯留量は8万立米となっており、中央部分を約3mほど掘り下げる予定となっています。3、4枚目をご覧ください。令和4年度以降に、継続して用地取得に取り組むほか、護岸工事、掘削工事、除草などの維持管理工事を実施していく予定となっております。

また、希少生物の退避作業については、一部重機を使用して移動させる必要があるなど、 市の機材等では対応できない部分があるため、県事業の工事の中で実施できるように、県 藤沢土木の担当者と現在調整中です。

完成後の上部利用については、あくまで市は多様性のある湿地環境の保全回復を要望しているため、施設整備を伴う上部利用はしない予定です。完成後の維持管理については、神奈川県が通常の河川管理として実施する予定となっていますが、自然環境の保全・回復に向け、引き続き協議を実施してまいります。

○一ノ瀬会長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見ございますか。丹沢委員、お願いします。

○丹沢委員

丹沢でございます。ご説明ありがとうございました。ちょっと 2 点ほど質問させていた だきたいと思っています。

1点目は、一番最初にご説明のあった資料で、今までの経過がご説明いただいている内容についてです。資料の書いてある4点について県に依頼したということですが、この依頼事項に対しての県の回答といいますか、その内容はどのようなものになっているのか。抽象的な答えなのか、もうちょっと踏み込んだ具体的な内容を伴っているのかということを含めて、お聞きしたいと思います。

それから、最後にちょっとご説明があって、上部利用は特に考えておらず、自然の多様性を保持した形でというところでのご説明にとどまっていると思うんですけれども、今この時点でどこまでイメージできるか分かりませんけれども、遊水地の工事が終わった後のイメージはどんなものになるのか。例えば、依頼事項の中で生きものの退避作業を行うということを県に依頼しているわけですけれども、その辺が具体的にどういう形で戻ってくるのかというイメージを現時点で持っていらっしゃるのでしょうか。この工事は随分長い期間かかるんじゃないかと思っていまして、今の時点でどこまで詰められているのかどうかというのはちょっと難しいのかもしれませんけれども、以上2点、お教えいただければと思います。

以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。事務局、お願いします。

○事務局

2つご質問、ありがとうございます。事務局からお答えいたします。1つ目に対しましては、報告資料2に書かれています下段、4つの依頼事項に関してだと思います。2つ目に関しましては、上部利用のその後、完成後の維持管理についてどのようなイメージを持っているかといったところだと理解しております。

まず、1番目につきましては、下に書いてある①から④、①盛土の除去につきましては、 ここは違反盛土の話なので、県はこれを撤去するというような形で話は進んでおります。

- ②の管理用通路の法面の形状につきましては、自然に配慮した種子なしの土を使用したり、既存の表土を使うなど、そういったことをお願いしているところでございます。
- ③のコンクリート造にしないといったことに関しては、県もできるだけ配慮していただけるというお話で今協議を進めているところでございます。ただ、こちらはもともと湿地で地盤が軟弱といったところがありますので、実際的には遊水地の機能を損なわないように、どこまで地盤改良が必要ですとか、そういった状況を見ながら進んでいるところでございます。
 - ④の退避作業につきましては、先ほど説明の中でありました市が持っている機材ではち

よっと対応できないことがあります。具体的には北側のギンイチモンジセセリが多くいるところなのですが、ユンボなどの大型重機を使って表土を刈り取りながら、そこを土ごと別の場所に運ぶといったことを考えております。その具体的な日程や、やり方については県のほうも前向きに捉えていただいているので、調整をしているというような段階でございます。

2番の上部利用につきましては、市のほうでは遊水地の必要性、治水上の安全面は当然必要であるといったところを前提に置きながら、あくまで現状あるような湿地環境の保全回復を求めておりますので、施設整備を伴う上部利用に関しては要望をしていないという状況になっております。ここにつきましては県のほうは当然治水事業として今回の遊水地整備を進めておりますので、そこでどこまで実現できるかという調整を現在もしているような状況でございます。ちょっとそこはまだ具体的にお話しできるようなところではないので、まだ県と調整をしているという形のご説明となります。

以上です。

○丹沢委員

どうもありがとうございました。上部利用といいますか、河川整備計画の中でも、この地域はみどりの基本計画でも水辺環境にとって非常に大事なところだと位置づけられております。そういう意味で、工事の計画も自然に配慮したというところが入っていますので、ぜひ引き続き、市のほうも県とその辺の観点の中で必要な調整とか意見を出していっていただきたいなと思います。どうもありがとうございました。

○一ノ瀬会長

事務局からお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。もう一言申し添えておきますと、県藤沢土木事務所のほうも、 治水が優先と当然言っておるのですが、自然環境に配慮しないとは言っておりませんので、 そこだけはご理解、ご認識いただければと思います。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。萩原委員、お願いします。

○萩原委員

丹沢委員からもお話があったと思うんですけれども、基本的に私も同じ考えです。治水のためというのはもちろんだと思いますが、湿地回復を目指していらっしゃるということで、回復の鍵となるのが、生きものの退避作業の精度が重要かと思っています。ぜひその点を重視いただけると良いと思います。また、湿地の回復はそれなりに時間がかかると思いますが、今後、効果測定調査というような、回復に当たる段階での調査というのは何か考えておられるでしょうか?まだ先のことで恐縮です。

○事務局

ありがとうございます。今の萩原委員のご質問につきましては、完成後、現状のような 湿地環境が回復するには相当の時間がかかることを見込み、その中でどこまで戻ってきた か、また逆に戻っていないのかといった検証をどのようにするかというようなご質問かと 理解をしています。

そちらにつきましては、正直なところ、現在はまず県といろいろ調整をしなければいけないところがあるものですから、まずそちらを優先的に考えているところです。そちらの協議が済んだときに上部利用の形が見えてくるかと思いますので、そのときに考えるというようなことを今現在では考えているところでございます。またそこについて、何かこうしたほうがいいなど、皆様のほうから知見があるようでしたら、それについてもご教示いただきたいと考えているところでございます。以上です。

○萩原委員

ぜひ、湿地の維持ができるように継続いただければ良いなと思います。よろしくお願い します。ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら、次の3番目の報告をお願いします。

○事務局

続きましては、3つ目、市街化区域内の保存樹林につきまして解除案件がありましたので、そちらのご報告となります。報告資料3をご覧ください。

こちらの当該地につきましては、昭和の初期に建設された別荘地の跡地でございまして、 平成30年の指定当時には、クロマツやスダジイなどといった屋敷林の様相が残されてお り、茅ヶ崎の潜在植生が色濃く残されていることから、保存樹林として指定をしていたも のでございます。このたび地権者の相続等を原因としまして残念ながら解除となってしま いましたが、その後の土地利用についてのご報告を併せて行います。

当該土地に対しまして土地利用に関するご相談があった際に、都市部の都市計画課及び開発審査課におきまして事業者と協議した結果、みどり豊かだった良好な住環境を継承するために地区計画及び建築基準条例の適用をして、戸建て住宅に対して緑化率を求めることを現在検討している状況になっております。専用住宅8区画の計画となっておりますが、この地区計画の中におきましては、最低敷地面積125 $\rm m^2$ 、緑化率10%などを設定しまして、将来にわたりましてみどりの保全や良好な景観形成が保たれることとなります。

保存樹林の解除及び地区計画における緑化率導入の検討案件につきましてのご報告は以上となります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。 ご質問、ご意見ございますか。

(質問・意見なし)

○一ノ瀬会長

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、最後の報告をお願いします。

○事務局

それでは、最後の報告事案となります。報告資料4につきましては、生物に配慮した企業の取組事例の紹介となります。公共工事の計画に伴いまして、自然環境に対する配慮を検討するため、庁内の関係課が協議をして、その方策などについて話し合う自然環境庁内会議において情報共有、報告された案件となります。

場所につきましては、中央公園北側の市道における歩道整備になりますが、当該工事の予定場所である水路を調査したところ、モクズガニやアユ、また、本市におきまして絶滅危惧種に指定されているヒラテテナガエビ、植物では指標種でありますイノモトソウが確認されているところでございます。特にこのヒラテテナガエビやアユにつきましては、隣接している工場の敷地内にある沈殿池にも多数生息が確認されております。こちらは工場の間接冷却水として使われたきれいな井戸水をこの沈殿池に一時ためて当該水路に放流している影響で、清流を好むヒラテテナガエビが当該水路及び沈殿池に生息しているものと思われます。

当該企業における具体的な取組につきましては、この沈殿池と送水路をつなぐ取付管の工事におきまして、生きものの生息環境を保全するため、うちの下水道部局と当課と当該企業が点検、調整をしまして、エビが遡上しやすいように取付管の内側を加工するなど、生きものに配慮した施工をする予定となっております。

企業におきまして自然環境に配慮した事例として、ご報告をさせていただきます。 こちらにつきましては以上になります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ご質問、ご意見ございますか。

(質問・意見なし)

○一ノ瀬会長

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、報告事項は以上となります。

続きまして、今日、議題として1点、審議事項がございます。清水谷特別緑地保全地区 保全管理計画の改定に向けた基本的な考え方ついて、事務局よりお願いします。

○事務局

それでは、議題の清水谷特別緑地保全地区保全管理計画の改定に向けた基本的な考え方につきまして事務局よりご説明させていただきます。

資料1の清水谷特別緑地保全地区保全管理計画の改定に向けた基本的な考え方について をご覧ください。よろしいでしょうか。

清水谷につきましては、特別緑地保全地区の指定から約8年が経過しておりますが、その指定の以前から、昔ながらの里山の風景、面影を残し、数多くの動植物の生育・生息環境になっているということから、市民団体が現在に至るまで長年にわたり保全活動に取り組み、現在におきましても多様な自然環境が維持されているところになります。この保全管理計画につきましては、清水谷を市、市民団体、土地所有者、また、市民が協力して保全をしていく必要性があると考えますことから、平成26年3月に定めたものとなっております。

しかしながら、資料1の理由にも記載しておりますが、谷戸内で落葉広葉樹主体の明るい雑木林から常緑広葉樹主体の暗い林へと植生の自然遷移が進行しておりまして、谷戸全体の環境に顕著な変化が現れてきているところでございます。

また、かつての里山環境というものは、谷戸周辺で生活する人々の維持管理によって保たれてきたことを考慮しますと、自然環境の保全に向けましては、近隣住民の理解、協力が重要であることに加えまして、その生活環境に対する配慮も必要であると考えております。しかしながら、現在の保全管理計画には明確な近隣住民の位置づけがありませんので、今回の改定に向けた基本的な考えとして、清水谷の保全管理において近隣住民の谷戸に対する理解や協力の促進、また、保全活動等における近隣住民の住環境、生活環境への配慮が必要であると考えるため、今回の改正に向けた主な考え方のポイントとして、保全管理計画に近隣住民を位置づけることについて、ご意見を皆様からいただきたいと考えておるところでございます。

資料1の裏面及び資料2として現行の保全管理計画をお配りしているかと思います。こちらの18ページをご覧ください。

先ほどお話ししました近隣住民の役割を計画に位置づけることによりまして、これまで 18ページに示した4者の関係性から、5者の関係となりまして、星形に近い図柄となっております。

大きな変更点としましては、今ご説明しましたように、右下に「近隣住民の役割」を明確に位置づけたところにございます。近隣住民におきましては、特別緑地保全地区における保全活動への理解や、そこで活動する団体や訪れる市民に対する配慮といったものを位

置づけてございます。また、特別緑地保全地区の周辺、近隣に住んでいらっしゃるということもありまして、特別緑地保全地区地区の周辺環境の変化にも早期に気づく可能性があることから、周辺環境の見守り、また、そもそもとして自然環境への関心を持っていただきたいということから、この3つを役割として位置づけておるものでございます。

また、変更点のもう一つとしまして、「市民活動団体の役割」としまして、土地所有者 や近隣住民への配慮を位置づけております。こちらにつきましては、市民活動団体が日頃 の保全活動を行っていただくに当たりまして、近隣住民の生活環境に対する配慮を位置づ けたものでございます。例えば、日照を遮っているものの枝下ろしや、家屋に被害が出そ うな木を伐採するなど、生活環境に悪影響が出ないようにするなど、保全活動において配 慮することを位置づけたものでございます。

先ほど説明させていただきましたが、かつての谷戸における里山環境の維持管理におきましては、近隣住民の関わりがとても大事な要素と考えております。そのため、保全管理計画におきましても近隣住民の役割を今回明確に位置づけ、より適正な保全管理に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

なお、資料におきまして、近隣住民や周辺住民というような文言の使い方がありますけれども、近隣住民というような形で統一したいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。それでは、皆さんにコメント、質問をいただく前に、本日欠席されている岡田委員からご意見をいただいていますので、最初にそれを私からご紹介しようと思います。今ご説明いただいた資料1の役割分担図について、ご意見をいただいています。そのまま読み上げようと思います。

「保全管理計画に近隣住民を位置付けることに賛成です。以前、視察させていただいた時の記憶では、近隣の家々が保全地のすぐ傍にありました。近隣住民を保全管理計画に位置付けることは、近隣住民にとってもプラスになると考えます。魅力ある場所であれば、散策などでの利用や関心につながるように思います。また、近隣住民の意向や近隣住民への配慮は住環境に関わるものですので、保全管理計画の策定では重要なポイントになると考えます。

分担者と矢印が多く複雑というのが第一印象です。分担者の中で市民が浮いているように感じました。土地所有者、近隣住民、市民活動団体も市民であり、市民のくくりに入るのではないかと感じたからだと思います。行政と市民の関係を大きな軸として、市民の中に土地所有者、近隣住民、市民活動団体がある形で整理できないでしょうか。意見の意図が分かりにくいかもしれないと思い、骨格だけを描いた図を添付しておきます」ということで、図については、もう多分皆さんに事務局から送られているかと思います。

いただいているご意見は以上ですけれども、最初にこちらからお答えしますか。お願い します。

○事務局

では、事務局からご回答させていただきます。

こちらにつきましては、岡田委員ご指摘のとおり、事務局としましても、ちょっと複雑、分かりづらいかといったことは懸念をしていたところでございます。また、他方から、市民と近隣住民を一緒にしたらいいのではないかというようなご意見をいただいているところでもございます。ただ、こちらにつきましては、当該地で活動している皆さんや、こういった保全管理計画に関わる皆さんにとって、役割が分かりやすいものになることが大切だと考えておりますので、またいろんな皆さんからご意見をいただきながら、保全管理計画へ近隣住民を位置づけることについて、いろいろなご意見をいただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆さん、ほかにご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょ うか。荒井委員、お願いします。

○荒井委員

ご説明ありがとうございました。今いただいている役割分担表と、それから、先ほどの ご説明で、特に「市民活動団体の役割」と「近隣住民の役割」のところが、いろいろやっ てほしいことが複雑に混ざってしまって分かりづらいのかなという印象を持ちました。

今までの18ページのものに何が加わっているのかなというのを見てみたんですけれども、「市民活動団体の役割」の中に、土地利用者の方や近隣住民への配慮という部分が、いま一つ、どういう配慮がということが分かりづらいのかなという気が。図の中で表しているものがちょっと分かりづらいので、より明確にする必要があるのと、「近隣住民の役割」というものが、多分、周辺環境を見守ってくださいね、より積極的に関わっていってくださいという役割という部分と、それから、理解をしてくださいと。その関わってくださいと見守ってくださいという部分と、あと、自然に対して興味を持ってくださいという部分がちょっと複雑に入っているので、「市民活動団体の役割」と「近隣住民の役割」が双方の矢印になって、「理解・配慮・協力」というのが少々分かりづらいかなというか、盛り込み過ぎている部分があるのかなという気がしました。

多分、加わった部分が、これから、より、今後のやり方としてはいろいろ考えていくべきでしょうというところが入っているものの説明をもうちょっと加えたほうがいいのかなというのと、両方の矢印の中に全ての言葉を入れてしまうと、何をするべきなのかという

のが、せっかく変えようとされているのに、じゃ、何をすればいいんですかというのが、 双方、伝わりづらい部分があるのかなと思いました。

その辺で今ご説明いただける部分を説明していただいて、その後にまた意見を言ってよ ろしいでしょうか。お願いします。

○一ノ瀬会長

事務局からお願いします。

○事務局

ありがとうございます。近隣住民の役割と活動団体の役割の双方の矢印に盛り込み過ぎているんじゃないかといったご意見かと思います。

今回の改定のイメージするところは先ほどご説明させていただいたとおりの内容になりますので、そこをこういった図で表すときにどうやったら分かりやすくなるのか、もう一度改めて考えていきたいと思います。

近隣住民の方に関しましては、特別緑地保全地区に隣接をして実際に住んでいらっしゃるので、毎日そこで生活をしている人と定期的にここで活動している人とでは、特別緑地保全地区に対する感じ方といったところが、温度差というとちょっと言葉があれかもしれませんが、違いがあろうと思いますので、その辺をうまく整理できるように、文言も含めてもう一回考えさせていただきたいと思います。

あと、実際の見た目上のお話でいきますと、今、双方向の矢印が太い矢印になっておりますので、これを実線にするだけでも見え方はちょっと変わるのかなと思ったりする部分もありますので、そういった見せ方の工夫もしながら修正をかけていきたいなと思います。ありがとうございます。

○荒井委員

よろしいでしょうか。ご説明ありがとうございました。

現地とかも見せていただいて、おっしゃりたいことは伝わってくる部分はあるんですけれども、多分、近隣住民の方たちは、生活をしている中でいろいろ感じることとか、あと、変えていっていただきたいなという部分もあると思いますし、市民団体の活動されている方は、より専門的な観点からこうしたいとか、知識をためて、その活動をされていくという部分が、やはりもうちょっと、もしかしたら文言を加えて、先ほどお話があったように、違う観点からの協力が必要ですよみたいな書かれ方をするといいのかなと思いました。

今、くくってある中でポツでずっと書いてありますけれども、この中の文言の順番とか、 あと、「協力」とか「理解」と今矢印の中に書いてある太字のゴシックのところが、どこ がどれに当たるのかという四角の中の整理だけでも、ちょっと分かりやすくなるかなと思 いました。

あともう1点は、矢印の中で、もしかしたら同じ部分、例えば「協力」とか「配慮」と

かというものが、矢印の凡例で例えばこれは実線とか、これは点線とかで整理すると、あ あ、こういう関係性があるのかと分かりやすくなるかなという気もしましたので、それを すると、もうちょっとすっきりしますし、違う関係性でもそういうことを、同じことを求 めているんだなとかというのが伝わるかなと思いましたので、ちょっとご検討いただけれ ばと思います。

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。丹沢委員、お願いします。

○丹沢委員

今ご説明いただいて、計画改定の理由の前段といいますか、植生が遷移をしている。それに対してどういうふうな方向を検討するのかというのは、さっきの市民の位置づけの話とは別に、植生についての保全の中身をどのようにするかというのを検討するという意味合いでしょうか。そうすると、ほかの部分についても保全計画の内容もこれから検討するということでしょうか。

質問は以上です。

○一ノ瀬会長

事務局からお願いします。

○事務局

ありがとうございます。今、丹沢委員のご質問につきましては、清水谷の保全管理計画の方向性について、そもそもどういうふうに考えているのというような内容かと思います。今回の改定においては、明るい林を目指していこうねといったところで、基本的にはその方向性は変えておりません。今までの計画と同じ考え方を踏襲しているものになります。時点修正というのは、この中で保全の場所にナラ枯れといったところも実際ありますので、そういったものに対応するため、ちょっと修正を取らなければいけないとか、そういった形で時点修正という表現をさせていただいております。基本的な考え方は変わっておりません。

以上です。

○丹沢委員

分かりました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。萩原委員、お願いします。

○萩原委員

質問失礼します。市民活動団体がおそらく実際の作業をされているという解釈でおりますが、そのメンバーに近隣住民の方はあまり入っていないということでしょうか。お願いします。

○一ノ瀬会長

事務局、お願いします。

○事務局

今回の改定で示している近隣住民は、本当に隣接して生活している方を指しており、日頃の保全活動を行っている市民団体には入っておりません。もうちょっと離れたところから、皆さん活動してくださっているというような状況です。

○萩原委員

ありがとうございます。そのことを踏まえ、今回特に「近隣住民の役割」という項目を 設けたということでしょうか。

○事務局

事務局からよろしいでしょうか。

○一ノ瀬会長

はい、お願いします。

○事務局

今回、近隣住民の方と市民団体といったところで役割、表現を加筆した部分がございます。こちらにつきましては、近隣住民の方は、先ほど申しましたように、そこで日々生活をする方々としています。そして団体の方は、毎日ではなく定期的に谷戸に来られる方々でございます。顔を合わせる機会が全くないわけではないのですが、現在の活動の中におきまして、保全を進めていくに当たって、お互いのいい関係といったところがもっとよく構築できるんじゃないかというような形で、今回ここに加筆をしているような状況です。

○萩原委員

ありがとうございます。相互、市民活動団体と近隣住民の理解とか配慮とか協力といったところが特にこの矢印で書かれているということだと思いますが、ぱっと見ではちょっと分かりにくかったかなというふうに感じました。

あと、どうしても図の真ん中に何かあるように感じてしまうので、この核にあるのは、 清水谷の価値の共有とかそういったものがあるように思います。何かそういったような見 出しというか、直感的に分かるような一言が添えてあると、矢印が分かりやすくなる、理 解がしやすくなるのかなという気がしました。

以上です。ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかによろしいですか。

一応確認ですけれども、いずれにしても、今のご意見を踏まえ、引き続き検討いただく ということですよね。

○事務局

今、会長おっしゃられたように、引き続き皆さんのご意見を参考にしながら検討して、 また改めて皆様にはお示ししたいと考えております。

○一ノ瀬会長

皆さん、よろしいですか。そういう意味では、課題の部分と、その図とかにいかにうまく示すかというのはちょっとなかなか難しいところかなとも思いますので、ご検討いただければと思います。

ありがとうございます。そうしましたら、最終的な保全計画の改定に向けて進めていた だきたいと思います。

では、事務局からそのほかは何かございますか。

○事務局

事務局からお知らせいたします。

長時間にわたりましてご意見等をいただきまして、ありがとうございました。

現在のメンバーでの審議会は今回で最後となります。第3回目の審議会につきましては、 年明け後、3月末までの開催を予定しておりますが、次回は新しい委員での開催となりま す。皆様におかれましては、緑のまちづくり基金の一部改正の審議など大変貴重なご意見 をいただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議題は終了しましたので、委員の皆様、ありがとうございます。今お話があったように、今期の委員という意味では今回が最後ということです。令和4年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会としては以上で終了とさせていただきます。皆様、どうぞよいお年をお迎えください。

そうしましたら、事務局のほうにお返しします。

○事務局

どうもありがとうございました。本日の会議録の確認等につきましては、皆様個別にメール等でお送りしまして、内容を確認していただければと思いますので、また今後も引き続きよろしくお願いします。それでは、Zoomからご退出ください。ありがとうございました。